

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第19回）議事概要

### 1 日時

平成24年7月27日（金）午後3時から午後5時40分まで

### 2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，岩橋義明，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），  
龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

栃木力（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷直人事務総長，植村稔刑事局長，小林宏司審議官

### 4 進行

#### (1) 裁判員裁判の実施状況について

植村刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成24年5月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

#### (2) 裁判員等経験者に対するアンケートについて

植村刑事局長から，裁判員等経験者に対するアンケートの質問項目の変更について，次のとおり説明された。

現在のアンケートにおいては，問3で，審理していた内容の理解しやすさについて，問4で，検察官，弁護士及び裁判官それぞれの法廷での説明等の分かりやすさについて，問5で，法廷での手続全般につき理解しにくかった点があった場合におけるその理由について尋ねている。理解しやすい・分かりやすいとの回答の割合は，年々低下傾向にあり，その理由については具体的に把握していく必要があるかと思われるが，現在の質問項目では，具体

的な問題点に迫ることは困難である。また、ほかに質問項目の順番や文言にも問題があるように思われる。

一方で、質問項目が増加すると、裁判員等経験者の負担が増大するため、できる限り質問項目を抑えることも念頭におく必要がある。

事務局としては、現行の質問項目が策定された際の懇談会における議論も踏まえ、委員の皆様にも諮りながら、質問項目の改定案を策定し、次回の懇談会において示したいと考えている。

(小野委員)

一口に法廷での説明等が分かりにくかったといっても、法廷技術の稚拙さや主張している内容の難解さが理由の場合もあるだろうし、場合によっては共感できないという意味で分かりにくいと回答していることもあるだろう。分かりにくさの理由を明らかにするため、設問や選択肢を工夫する必要がある。

(酒巻委員)

アンケートは、いつ裁判員等に渡し、回答していただくのか。

(栃木オブザーバー)

裁判所の作成した判決書案の検討を含めた評議終了後にお渡しし、裁判所が評議に従って判決書を手直ししている間に回答していただくことが多い。

(酒巻委員)

裁判員等は、評議終了後は疲れているだろうから、質問項目を変更する際には、複雑な質問は避けるなどして、裁判員等に過度の負担をかけないように留意すべきであろう。

(榊井委員)

自由記入式より選択式の方が回答者の負担が少ないので、例えば、法廷での説明等が分かりにくかったとの選択肢の下に、分かりにくさの理由に

ついて選択式の小問を設けることが考えられる。

(岩橋委員)

小野委員の御意見のように、分かりにくさの理由が明らかになるように変更するとよいのではないか。例えば、検察官の説明等の分かりにくさの理由は、調書朗読の長さにあるのか、尋問の内容にあるのかなどが分かればよく、法廷での説明等の分かりやすさを聞く問4と、手続全般に理解しにくかった点があった場合におけるその理由を聞く問5とをリンクさせるような形での変更も考えられる。また、問5は、法廷での手続全般の理解しやすさに係る質問であるが、これだと広すぎる感があるため、検察官に起因する分かりにくさが具体的に明らかになれば有り難い。

(今田委員)

問5においては、法廷での手続全般が理解しにくかった理由についての選択肢を示しているが、質の異なる選択肢が混在している。法廷での手続全般ということになればいくらかでも質問することはできるだろうが、やはり、何を聞くのかという目的を明らかにしてから設問及び選択肢を工夫するとよいのではないか。

(龍岡委員)

問5の選択肢4「証人や被告人が法廷で話す内容がわかりにくかった」は、話の内容自体の分かりにくさをいうものと思われる。他方、尋問技術の巧拙については、法廷での説明等の分かりやすさを聞く問4に含まれていると考えられる。整理するのであれば、例えば、上記選択肢4について、分かりにくさの理由を話の内容自体と尋問技術の2つに分けるなどして、工夫することが考えられよう。

(植村刑事局長)

問5の選択肢6「その他」には自由記載欄が設けてあるが、過去3年間のアンケート結果によれば、選択肢6における回答は、選択肢1～5に挙

げられている理由と重複するものも多かった。また、問5の選択肢4では証人尋問等について内容の分かりにくさを挙げているが、選択肢6における回答には、内容だけでなく、質問を受けている被告人の話方がぎこちなかったとか、尋問者が早口であったとかいう理由が挙げられていることも多い。そこで、選択肢6においてこれまでに得られた回答を踏まえながら、選択肢の在り方を工夫することが考えられる。

(今田委員)

問5の選択肢について見ると、1は「事件の内容が複雑であった」、2は「調書の朗読が長かった」、3は「証拠や証人が多数であった」、5は「審理時間が長かった」と、ある程度客観的な判断ができるものであるが、4だけは「証人や被告人が法廷で話す内容がわかりにくかった」というものであって、主観的な判断によらざるを得ないものである。4については扱いを検討すべきであろう。

(内田委員)

その点については、現在の選択肢の1～3及び5を先に、4をその後に配置することが考えられるのではないかと。

ところで、問3は審理していた内容が理解しやすかったかについて、問5は法廷手続全般につき理解しにくかった点があった場合におけるその理由について聞いているが、両者の関係がいかなるものなのか分かりにくい。

(榊井委員)

問5は、法廷での手続全体について、理解しやすさを妨げている理由を尋ねているが、手続段階別の問題と主体の問題を整理し、各選択肢に、理解しにくかった理由を具体的に尋ねる選択式の小問を設けた上で、最後に自由記載欄を設けるとよいのではないかと。

(椎橋座長)

様々な御意見を頂戴したが、これまでの調査との連続性についても考慮

すべきであろう。

( 榊井委員 )

確かにそのとおりである。

( 内田委員 )

連続性を考慮すると、余り大きく変更しない方がよいということになる。

( 椎橋座長 )

一方で、法廷での説明等が分かりにくかった理由等について正確に把握できるようにすることが望ましい。そこで、これまでの調査と矛盾しないような形で、例えば、これまでに得られた自由記載欄の回答を類型化し小問の選択肢で示すなどして改善することが考えられる。今後は、本日の議論をも踏まえて、事務局において調査項目等を具体的に検討し、次回報告していただきたい。

#### (3) 裁判員制度の運用に関する意識調査について

植村刑事局長から、裁判員制度の運用に関する意識調査について、平成25年も、これまでと同様の時期・内容で、引き続き調査を実施する旨が説明され、特に異論なく了承された。

#### (4) 3年後検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表について

植村刑事局長から、3年後検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表のうち、公判前整理手続期間の長期化原因と対応策について、以下のとおり説明がされた。

裁判員裁判の公判前整理手続に要した期間は、施行から平成21年末までは、平成18～20年の裁判官裁判におけるそれと比しても遜色がなかったが、その後は長期化しており、約半年を要している。また、公判前整理手続期間が延びるにつれて、平均審理期間も長期化している。

裁判員裁判では、裁判員に心証の取りやすい審理を実現するため、証人の記憶が劣化しないよう、事件の発生ないし起訴からなるべく早い時期に重要

証人の尋問をする必要があるが、現在の裁判員裁判は、そのような運用ができておらず、大きな問題を抱えているといえることができる。

また、公判前整理手続期間の長期化は、被告人の身柄拘束期間の長期化の点からも問題である。

追起訴、鑑定又は弁護士辞任などの事情があると、公判前整理手続は長期化する。しかし、このような事情がない事件についても、公判前整理手続が長期化しているのではないかとの観点からも、検討する必要がある。

そこで、自白事件のうち、追起訴、鑑定、訴因変更、要通訳又は弁護人の辞任という事情を含まない、最も単純な類型（以下「標準的自白事件」という。）について、起訴から第1回公判期日までの各段階で要した期間ごとに分けて検討すると、起訴から検察官による証明予定事実記載書面の提出及び証拠請求までの期間は、一時期に比べて短縮した。他方、平成21年5月に起訴された事件とその後起訴された事件を比較すると、検察官による証明予定事実記載書面の提出から弁護士による予定主張書面提出までの期間及び弁護士による予定主張書面提出から公判期日指定までの期間については、いずれも大幅に長期化している。

なお、公判前整理手続の期日は、事実上の打合せを含めて回数を数えると、検察官による証明予定事実記載書面が提出される頃に第1回目を、弁護士による予定主張書面が提出される頃に第2回目を、その後第3回目を行い、第4回目の前後で公判期日を指定するのが標準的である。

期日間隔の平均日数を見ると、やはり、平成21年5月に起訴された事件のそれと比べて、その後起訴された事件のそれが延びている。また、審理期間が長くなっている事件では、前記全ての段階で期間が延びている。

標準的自白事件において公判前整理手続期間が長期化する原因は、法曹三者による運用の仕方にあるのではないかと疑われる。そこで、これらの期間がなぜ長期化し、短縮化しないのかを検討する必要がある。

ア 検察官による証明予定事実記載書面の提出から弁護人による予定主張書面の提出までの期間について

植村刑事局長から，この期間の長期化には，検察官・弁護人の提出する書面の在り方，証拠開示の在り方，検察官による類型証拠開示と弁護人による証拠意見・予定主張の明示の関係といった事情が，それぞれ影響しているのではないかとの問題意識について，説明がされた。

(岩橋委員)

最高検は，公判前整理手続期間の長期化への対応について，平成22年9月に，各地の検察庁に対し，公判前整理手続の迅速化方策(以下「迅速化方策」という。)を示した。例えば，証明予定事実記載書面は，原則として遅くとも起訴後2～3週間で提出する，検察官請求証拠は，原則として起訴後1～2週間で開示する，弁護人からの類型証拠開示請求が十分予想され，請求があれば当然開示することになる一定の証拠については，検察官請求証拠を開示する際に同時に任意開示する，弁護人から類型証拠や主張関連証拠の開示を請求された場合，要件を満たさない場合であっても，開示の弊害が認められないものについては，積極的に任意開示することを検討するなどである。

(小野委員)

証拠開示については，検察官による任意開示が進んでいるが，それ以外に弁護人が類型証拠の開示請求をすると，必ず何らかの証拠が出されると聞いている。任意開示のみで十分な状態にはなっておらず，改めて類型証拠開示請求をするため時間がかかる場合がある。

また，検察官の証明予定事実記載書面が詳細なことがあり，その場合には，それに合わせて弁護人の認否・主張も詳細になり，予定主張書面の提出に時間がかかることがある。

弁護人は，ほとんどの場合，全ての類型証拠が開示される前であって

も、予定主張書面を提出していると思われるが、不慣れな弁護人が、刑事訴訟法の条文に忠実にしようとする余り、全ての類型証拠が開示されてから予定主張書面を提出していることもあるかもしれない。

弁護人は、証明予定事実記載書面の提出後、予定主張書面を提出するまでの間に、被害者との示談や証人の確保などをしなければならず、一定の時間は必要である。

平成21年5月に起訴された事件に比べて、その後に起訴された事件の公判前整理手続期間は長期化しているが、同月に起訴された事件については、制度の開始直後に、報道機関を含め一般国民が注目する中、法曹三者とも特別の態勢をもって公判前整理手続に臨んだのであり、その後の事件と単純に比較することには無理がある。

もっとも、多くの弁護人は、可能な限り公判前整理手続期間を短縮化したいと考え、柔軟に対応している。

(酒巻委員)

検察官が過不足なく任意開示すれば、証拠開示にかかる期間を短縮できるのではないかと思われる。検察庁においては、任意開示すべき証拠の範囲について、基準を設けているのか。

(岩橋委員)

基準は設けておらず、個々の事件において検察官が判断する。

(小野委員)

任意開示と類型証拠開示は違うと明言する検察官もあり、現場の認識は迅速化方策において想定されていた任意開示の運用とは違うのではないか。

(岩橋委員)

個別の具体的な事案までは承知していないが、方向としては、先程述べた方針に従って任意開示を検討していくということである。

(酒巻委員)

迅速化方策が示された平成22年9月頃から、起訴から検察官による証明予定事実記載書面の提出及び証拠申請までの期間は短縮化しており、一定の効果はあったと思われる。

刑事訴訟規則において、証明予定事実記載書面は簡潔に記載するように定められているが、これに反して詳細なものが提出されると、弁護人の細かい反論を誘発することになり、時間がかかるのではないか。

(岩橋委員)

証明予定事実記載書面についても、争点整理及び証拠整理に資するもので、かつ公訴事実及び重要情状事実として摘示すべきものを必要十分なものに絞り込んで簡潔に記載すべきとの方針を示している。

(酒巻委員)

その方針は、どの程度現場の検察官に浸透しているのか。

(岩橋委員)

現場にはばらつきがあるようであり、簡潔に記載した証明予定事実記載書面もあるが、そうでないものもある。事件によってメリハリをつけた記載をするよう指導しているところである。

(栃木オブザーバー)

東京地方裁判所で聞いたところによれば、証明予定事実記載書面について、2頁以内のものは半分程度であり、残り半分はそれより長く、一部には罪となるべき事実の認定や量刑判断に必要な経緯等を長々記載しているものもある。また、地方では、検察官の証明予定事実記載書面が供述調書の内容を引き写したかのような詳細に過ぎるものがあり、弁護人もこれに対応し、詳細な認否・主張をしようとするため、予定主張書面の提出が遅れることがあると聞いている。

また、東京地方検察庁では、今年3月までは、証拠開示について迅速

化方策に従った運用がされていたようであるが、4月から運用の変更があったのか、裁判所から任意に開示してほしいと勧告したり、弁護人が書面で求めたりしなければ、検察官は任意に証拠を開示しないなどといった話を聞く。

(岩橋委員)

東京地方検察庁において運用の変更はしていないと聞いている。

(榎井委員)

弁護人としては、ほとんどの事件で、任意開示だけでは不足しており、類型証拠開示が必要だと考えているのか。

(小野委員)

任意開示だけで終わらせている弁護人も多い。しかし、これに加えて類型証拠開示請求をすると、必ず何らかの証拠が提出されると聞く。もっとも、この点については、検察官と弁護人で証拠開示の必要性に対する見方が異なっていることが原因となっている可能性はある。

(榎井委員)

結局のところ、検察官と弁護人の信頼関係が重要なのだろう。

なお、否認事件の場合に問題になるのかもしれないが、弁護人によっては、幅広く請求すれば何か意味のあるものが出てくるのではないかとの考えから、網羅的な開示請求をするようなこともあるのではないか。

(小野委員)

類型証拠開示請求は法定の要件に当てはめて行わなければならないので、そもそも網羅的な開示請求はできない。弁護人は、記録を読み込んで、開示請求をする証拠を特定して請求している。

(植村刑事局長)

公判前整理手続期間の短縮化の必要性についてであるが、平成21年5月に起訴された事件だけではなく、最近の事件でも、起訴から3～4

か月の短期間で第一審が終局しているものはある。それ以上に期間を要している事件については、本当にそれだけの期間が必要であったのが問題である。

(小野委員)

裁判員法の定める対象事件は、人の死に関わるなど、事件としては重いものであって、典型的に早く終わらせることができるものではないのではないか。例えば、公判前整理手続期間が短い事件の中には、任意開示だけで済ませ、弁護人が類型証拠開示請求をしていないと思われるものもあるが、本当にそれで大丈夫なのかというと、疑問もある。

(梶井委員)

弁護人としては、予定主張書面の提出までには時間を要するのか。

(小野委員)

何も情状立証できないような事件の場合には、早く予定主張書面を提出できるが、情状証人や被害弁償などの情状立証をする場合には、予定主張書面の提出までに時間を要することはある。

(梶井委員)

適切な弁護活動のために時間がかかってもやむを得ない場合もある。弁護人から見て、公判前整理手続の中で改善できる点はあるのか。

(小野委員)

今は、検察官が証明予定事実記載書面を提出した後の期間について議論をしているが、むしろ弁護人が予定主張書面を提出した後の期間について、改善の余地があるのではないか。

(椎橋座長)

弁護人によっては、全ての類型証拠開示を受けなければ予定主張書面を提出しない場合もあることについて、小野委員はどのようにお考えか。

(小野委員)

標準的自白事件において、そのような方針で弁護活動をしている弁護人はほとんどいないと聞いているが、裁判員裁判に慣れていない弁護人が、類型証拠開示請求をするのに時間がかかることはあるかもしれない。弁護士会では研修を行っているが、検察庁とは異なり、組織としてのノウハウの蓄積は難しい。

( 栃木オブザーバー )

弁護人は、多くの場合、被疑者段階から国選弁護人を務めているのだから、被疑者・被告人と接見し、ある程度は事件の予想がついていると思われるが、何らかの有利な証拠が出てくるのを期待した網羅的な証拠開示請求も見受けられる。そのような場合には、証拠の数が多く、また、証拠が検察官の手元でなく警察にある場合もあり、証拠開示に手間取ることもあるようである。そのような弁護人は、裁判員裁判に慣れていないのかもしれないが、必要な類型証拠の絞り込みを考えるべきであろう。

( 酒巻委員 )

不慣れな弁護人がマニュアル的発想で弁護活動し、予定主張書面の提出までに時間がかかる場合があるということだろうが、それが被告人の利益になっているのかという疑問である。

( 岩橋委員 )

迅速化方策においては、弁護人による網羅的な証拠開示請求への対応についても示している。起訴後すぐの段階では、全ての証拠を現に検察官が保有しているわけではなく、警察から送付を受ける前のこともあるが、そのために弁護人から開示漏れであると指摘されることのないようにしなければならないから、検察官は、全ての証拠の存否をできるだけ早期に把握する必要がある。また、弁護人に対して、公判前整理手続外で連絡を取るなどして、適切な着地点を見つける必要がある。さらに、検察官から裁判所に的確な訴訟指揮を求めることも考えられる。

(龍岡委員)

運用の中で明らかになった公判前整理手続の問題点について、法曹三者による協議の場において、更に率直に意見交換をすることが望まれる。

(大谷事務総長)

平成21年5月に起訴された事件を除くと、標準的自白事件の公判前整理手続期間は余り変動しておらず、制度開始から、法曹三者はどのように努力を重ねてきたのかが見えにくい。未経験者が訴訟活動をしているから、その分時間がかかる面はあろうが、その面だけを取り上げているのでは、結局、今後も公判前整理手続期間の短縮化を図ることが難しいのではないか。証人尋問が起訴から5～6か月後になるのでは、公判前整理手続制度開始前の裁判官裁判における証人尋問の時期よりも遅いことになりかねず、直接主義の観点からも、被告人の身柄拘束長期化の観点からも問題であろう。全体として公判前整理手続期間を短縮化するのが、法曹三者の課題ではないか。

(椎橋座長)

公判前整理手続全体に関わる御指摘を頂いたので、各委員には、この後の事務局による各問題意識の説明に関する議論の中で、この点についても御意見を頂きたい。

イ 弁護人による予定主張書面の提出から公判期日指定までの期間について

植村刑事局長から、この期間の長期化には、当事者の主張・立証の在り方や、裁判所の争点整理の在り方といった事情が影響しているのではないかとの問題意識について、説明がされた。

(榊井委員)

法曹三者全体が、昔の精密司法へ回帰しているのではないか。法曹三者において、ポイントを絞った分かりやすい審理を行うという意識を徹底することが必要であろう。標準的自白事件は、否認事件等に比べて公判

前整理手続期間を短くする工夫を行いやすいのであるから、標準的自白事件についての意識改革をどのように図るかが課題である。

(龍岡委員)

意識改革は行って来たようだが、最近になって多少元に戻って来たようにも思われる。

(小野委員)

弁護人による予定主張書面の提出から公判期日指定までの期間は確かに長く、もう少し短縮化できるのではないか。一部にはあるが、裁判所が量刑事情について詳しく釈明を求めることもあるようである。また、検察官による、争点整理の結果を踏まえた具体的な立証の整理や、統合捜査報告書の作成に時間を要するケースがある。

(酒巻委員)

標準的自白事件では、整理すべき争点が少ないことを考えると、弁護人による予定主張書面の提出から公判期日指定までに現実に要している期間は長すぎるのではないか。本来、検察官及び弁護人は専門家なのであるから、適切な活動を迅速に行うことが期待されている。例えば、イギリスの法廷弁護士は、たとえ弁論の前日に記録が届いても、一晩で準備を整えて法廷に臨むのが専門家として当然であるとの気構えで仕事をしている。我が国では、戦後60年間、時間をかけて作成した書面に依存した審理を行って来ており、裁判員裁判において初めて、限られた時間で事件の核心を把握して口頭で説明するという訴訟活動が行われ始めた状況にあるので、今後、努力が必要である。

(龍岡委員)

裁判員制度開始から3年間の実績を踏まえると、裁判所は、争点整理段階において、もう少しリーダーシップを発揮し、核心となる部分と結論に影響しない枝葉の部分とを見極めて、争点を絞り込むことができな

いものなのだろうかと思う。

(酒巻委員)

裁判所がリーダーシップを発揮する場合にも、公判前整理手続終了後における追加的立証を避けるため、細かいことまで争点として整理するとすれば、かえって長期化することになるだろうから、まさに核心となる争点の見極めが重要である。

(岩橋委員)

検察官も、証明予定事実記載書面において詳細な主張をし、争点を作り出してしまう場合があることは問題だと認識している。しかし、裁判所においても、自白事件であるのに争点として細かい事項を記載した書面を作成して当事者に示し争点整理をする例があると聞いている。また、争点整理を当事者任せにされると、当事者間の交渉が難航した場合に進行が滞ってしまうので、手続の主宰者として適切に介入していただきたい。

(内田委員)

検察官による証明予定事実記載書面の提出から弁護人による予定主張書面の提出までの期間及び弁護人による予定主張書面の提出から公判期日指定までの期間において行われていることを、審理期間が90日以下の事件と120日以上事件とに分けて分析し、比較することにより、長期化の原因を明らかにすることはできないか。

(今田委員)

本日の議論では委員の御経験に基づき様々な原因について言及されたが、各事件で実際に行われたことを分析すれば、真に長期化に影響している要因について、より正確に把握することができるのではないか。

(植村刑事局長)

最高裁判所が、個々の事件について、公判前整理手続においてどのよ

うなことが行われているか細かく調査することは、裁判官の職権の独立との関係で問題がある。そのため、書面の提出時期や期日間隔など、客観的な事項についての統計的な調査・分析にとどめざるを得ない。

( 椎橋座長 )

懇談会において個々の事件に踏み込んだ分析を行うことについては、問題があると思われる。

標準的自白事件においては、法曹三者の議論により、争点を量刑判断に真に必要なものに絞ることも不可能ではなく、弁護人による予定主張書面の提出から公判期日指定までの期間を現在より短縮化することも可能であろう。昔は、裁判所は、当事者の主張をよく聞き、できるだけ排斥しないようにしていたが、現在では、裁判員裁判における口頭主義の徹底の観点から、証人の記憶が新しいうちに尋問をする必要があるのだから、より大胆に証拠の取捨選択をしてもよいのではないか。

ウ 全体を通じた問題について

植村刑事局長から、公判前整理手続期間全体の長期化に、法曹三者の事務的な都合（期日差し支え等）が影響しているのではないかと、この問題意識について、説明がされた。

( 小野委員 )

公判前整理手続期日の間隔は、期日間に当事者がどれだけのことをすべきかということと連動しているので、その期限設定の方が期日指定よりも重要な問題である。弁護人が複数いるからといって、期日の確保が困難になることはないのではないか。

( 栃木オブザーバー )

経験上、弁護人が複数いる場合には、各弁護人の予定が合わず、公判前整理手続期日の確保が困難になることがある。

起訴後 1 週間程度で検察官及び弁護人との打合せを行い、それぞれの

予定を聞いてその後の公判前整理手続期日を予約すると、2～3週間の間隔で期日を設定することが可能である。裁判官裁判時代の法廷期日の間隔は10日～2週間であったので、本来はその程度の間隔で公判前整理手続期日を設定し、当事者には期日を目標に準備を進めていただくのが理想的である。日中が忙しい場合には、5時以降に期日を設定するなど、職員の負担に留意しつつ、柔軟に運用することが考えられる。

(小野委員)

期日間には複数の準備を並行して進めているが、期日が予約されれば、その期日に向けて準備を進めることはできるだろう。

(栃木オブザーバー)

飽くまで予約であるから、その後の事情により変更することは可能である。期日のある程度短い間隔で予約することにより、それを目標に当事者が準備を進めることができ、公判前整理手続期間の短縮化に資するのではないかと考えている。

(岩橋委員)

検察としても協力したいと考えている。

## エ 公判前整理手続期間短縮のための方策について

植村刑事局長から、公判前整理手続期間の短縮のためには、弁護人による認否の時期の早期化や、公判期日を仮予約する運用の拡大などの方策が考えられるのではないかと説明がされた。

(小野委員)

弁護人は、標準的自白事件において、自白か否認かを見通しを早期に述べるのが一般的だと聞いている。また、起訴から1～2週間程度の初期の段階で公判期日を仮予約する運用も進んでいるようである。

(椎橋座長)

今後は、公判期日の仮予約の運用をいかに広げていくことができるか

が課題であろう。

(植村刑事局長)

東京地方裁判所では、標準的自白事件について、起訴からどの程度先の時期に公判期日を仮予約しているのか。

(栃木オブザーバー)

東京地方裁判所では、検察官及び弁護人の協力の下、公判期日を仮予約する運用が進み、標準的自白事件の中でも単純な事件については、起訴から約90日後に仮予約をする場合がある。

(酒巻委員)

第一回公判期日後は4日程度で審理が終了するのか。

(栃木オブザーバー)

そのとおりである。なお、起訴から約90日後だと難しい場合でも、約120日後であれば、当事者も公判期日の仮予約に応じてくれることが多い。

(酒巻委員)

これまでの裁判員裁判における審理期間を見ても、90～120日程度で終了しているものもそれなりにあるから、その程度の期間を基本形として、公判期日の仮予約の運用を進めるとよいのではないか。この点について、検察官委員はどのようにお考えか。

(岩橋委員)

そのような運用で問題ないを考える。

(大谷事務総長)

標準的自白事件か否かは、公判前整理手続が始まらなければ分からない面もある。弁護人が、証拠開示を受けて証拠を検討し、その結果、期日の変更を申し出た場合に、裁判所が期日を仮予約済みなので変更は難しいというような対応をするのであれば、期日の仮予約の運用を広げる

ことが難しくなる。裁判所としては、そのような事態が生じた場合には、柔軟に対応しているのか。

( 栃木オブザーバー )

当然のことながら、当事者に暫定的な見通しを述べてもらって期日を仮予約した場合でも、その後の事情の変更があれば、仮予約した期日をもっと先に変更したり取り消したりするなど柔軟に対応している。そのような対応を前提として、東京地方裁判所は、東京地方検察庁及び東京三弁護士会との協議の場において、公判期日の早期仮予約の運用について御了解いただいている。

( 小野委員 )

東京三会では、そのとおりである。地方には様々な事情があろうが、そのような運用が可能な庁において、仮予約の運用を進めるのであれば、よいのではないか。

( 酒巻委員 )

東京地方裁判所における試行を、各庁に広げられるかについては、今後の課題ということか。

( 小野委員 )

そのとおりだが、東京近郊においては、仮予約の運用が広がっていると聞いている。

( 植村刑事局長 )

標準的自白事件において、公判期日を仮予約する運用をしている庁は増えているようである。また、庁によっては、それほど争点が複雑でない否認事件においても公判期日を仮予約する運用をしているところもあると聞く。今後は、そのような方向性で進めていくとよいのではないか。

( 椎橋座長 )

今後は、事務局において、本日の議論も踏まえつつ、報告書案の作成

を進めていただきたい。

5 今後の予定について

次回の懇談会の具体的な日程については追って調整することとされた。

(以 上)